

環審第2号

令和5年8月8日

徳島県知事 殿

徳島県環境影響評価審査会長



「(仮称) 徳島県美波町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する  
徳島県環境影響評価審査会意見について（答申）

令和5年6月22日付け環管第385号で諮問のあったことについて、当  
審査会の意見は、別紙のとおりです。

# 「(仮称) 徳島県美波町沖洋上風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する 徳島県環境影響評価審査会意見

## 1 総論

事業実施想定区域の沿岸に存在する大浜海岸は、ウミガメの産卵地として広く知られ、「大浜海岸のウミガメおよびその産卵地」として国の天然記念物として指定されており、地域のシンボルとして人々に親しまれているが、当該区域における風力発電設備の設置及び設置工事により、生活環境や自然環境に影響が生じる可能性があることから、事業の実施に際しては、環境への影響を回避、低減するため、適切な方法により環境影響評価を行う必要がある。

しかしながら、海域で実施される浮体式洋上風力発電事業の環境影響評価においては、陸域で実施される風力発電事業に比べて国内の先行事例が少ないとから、環境影響に関する科学的知見が不足しており、海洋環境や水産資源など予測・評価の不確実性の高い項目が存在し、情報収集が困難である点も指摘されている。

加えて、当該区域は台風の影響を受けやすく、また、今後、発生が予測される南海トラフ地震の影響を受ける可能性もあることから、設備の設計の際には、強風や地震、津波による倒壊等への配慮が必要である。

そのため、本事業に係る環境影響評価方法書以降の手続きを行う際には、国内外の先行事例の最新の情報の収集を行うとともに、海洋環境や水産資源等に精通した専門家へのヒアリングを実施し、最新の科学的知見に基づき調査、予測及び評価を実施すること。

また、本事業の実施に当たっては、地域住民等地元関係者の理解が不可欠である。今後、環境影響評価手続を通じ、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容等について、丁寧かつわかりやすい説明を行い、地域との合意形成を図ること。

## 2 各論

### (1) 動物

#### ①鳥類・コウモリ（飛翔性の動物）

当該区域の周辺は、タカ等の猛禽類の渡りの経路や、カンムリウミスズメ等の海鳥類の生息・繁殖地になっている可能性が極めて高いと考えられるところから、本事業の実施により、工事中の騒音や、供用後の設備から発せられる光（標識灯、航空障害灯）、渡りの経路の阻害や衝突事故（バードストライク）等の影響が懸念される。

また、同じ飛翔性の動物であるコウモリ類についても、海洋を移動することが知られており、同様の影響が懸念される。

そのため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、海外の事例の収集や、専門家へのヒアリングにより、最新の科学的知見を踏まえた調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するよう配慮すること。

## ②魚類、ウミガメ（海洋生物）

事業の実施により、工事中及び供用時の水中音や電磁波、廃棄物の発生等が当該区域やその周辺の海洋生物への影響が懸念される。

魚類相の変化や、地域のシンボルでもあるウミガメへの影響を適切に把握するため、専門家の助言や国内外の最新の事例、科学的知見を踏まえた調査、予測及び評価を行い、本事業の実施による海洋生物への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

また、洋上風力発電事業では、外洋に新たな構造物（浮体や係留系）が作られることから、そこへ浅海生態系が新たに創出されることとなる。無脊椎動物や海藻類の構造物への付着など、構造物周辺の生態系への影響の観点からの情報収集、分析が必要である。

## （2）景観

本事業では、海面からの高さが300メートルを超える構造物が建設されることから、構造物及び設備（標識灯、航空障害灯等）が与える景観への影響が生じることが懸念される。

配慮書においては、主要な眺望景観への影響について記載されているが、日常的な生活環境の場や公共施設など、地域住民にとって身近な視点場からの見え方も考慮する必要がある。

そのため、方法書以降の手続では、地域住民へのヒアリングを行った上でフォトモンタージュ等を作成し、景観への影響の予測、評価を行い、影響の回避又は低減を図ること。

## 3 その他

### （1）自然災害

当該区域は、台風の影響を多く受ける場所に位置し、今後、南海トラフ地震の発生も予想されるため、台風や津波などの自然災害による故障や事故のリスクを考慮した設計とし、また、事故発生時の保守計画を立てること。

### （2）合意形成の場の創出

事業の関係地域である美波町は「SDGs未来都市」に選定されており、サステナブルツーリズムの展開など、環境と経済の好循環を目指す施策に取り組んでいる。

再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、地域住民等地元関係者の理解が不可欠であることから、今後、環境影響評価手続を通じ、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容等について、丁寧かつわかりやすい説明を行い、地域との合意形成を図るための場の創出に努めること。